

## 平成29年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成29年6月6日(火)  
午後3時30分から5時まで  
場所) 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

### ■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 市瀬智紀会長, 金東暎委員, 小関一絵委員, 末松和子委員, 古舘由美委員,  
宮澤イザベル委員

### ■欠席委員

李仁子委員, 田中浩一委員

### ■事務局出席者

高砂義行経済商工観光部国際経済・観光局長  
今野佳浩経済商工観光部参事兼国際企画課長  
佐野浩章経済商工観光部国際企画課副参事兼課長補佐(総括担当)  
小山和郎経済商工観光部国際企画課長補佐(企画調整班長)

### 【開会】

それではただいまから、「平成29年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県経済商工観光部国際経済・観光局長の高砂義行から御挨拶を申し上げます。

### 【あいさつ】

局長) 経済商工観光部国際経済・観光局長の高砂でございます。本日は、お忙しい中「平成29年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、県の多文化共生施策の推進に当たりましては、日頃から多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、昨年度に実施した多文化共生社会推進に係る各種事業の実施に関する御報告と今年度を実施する事業計画について御審議を賜ることとしております。

第2期計画は、東日本大震災の経験を踏まえ、外国人県民を含めた地域コミュニティの形成や地域参画による外国人県民の社会参画の推進を図ることとしていることから、県内市町村を公益財団法人宮城県国際化協会と訪問し、現在の多文化推進状況や課題などの現場の声を伺っており、昨年度も8市において意見交換等を行ってまいりました。

さて、法務省が公表した在留外国人統計によりますと、県内在住の外国人の方々の方々の状況につきましては、震災後の平成24年から右肩上がりに増加を続けており、参考資料にございますとおり、最新の平成28年度末のデータによりますと19,000人ほどと過去

最高の数値となっております。

また、皆様御承知のとおり、昨年6月に政府が策定した成長戦略であります「日本再興戦略」におきましては、高い能力を持つ外国人に長期間日本で御活躍いただくため、永住権取得に必要な在留期間を縮める方向で検討しているなど、高度外国人材の受入要件緩和が検討されている一方で、昨年11月に交付された「技能実習法」の施行に併せ、技能実習制度の対象職種に介護職の追加が行われることとされているなど、在住外国人をとりまく環境は年々変化してきております。

宮城県といたしましても、今後国際化を進めていくにあたりまして多文化共生施策というものが重要だと考えております。また、定住人口が増えない中にありまして交流人口を増やしていくことが重要な施策と考えており、国としても観光客の増加を目的とした観光ビジョンなどが策定されておりますが、観光で訪れる方々に日本で快適に過ごしてお帰りになっていただくにはどうしたら良いかを考えた場合、まずは在住外国人県民の方が快適に生活できていないならば、観光で訪れた方も快適には過ごせないだろうということで、観光施策にとっても多文化共生推進が大変重要なものであると認識をしてきたところであります。

私が着任してから2年超になりますが、この間、観光施策は全国的に大きな動きがあり、全国では2,400万人が一年間に訪れていますが、東北は外国人観光客が少ないということもあり、何人来たかというデータはありませんが、宮城県では1%未満の18万人泊しかないという状況です。このやや秘境化した東北について、魅力がたくさんあると思うけれどもなかなか知れ渡っていないという状況を改善するにあたりまして、在住外国人県民の方に快適に生活できる環境をつくれないものかと思っておりますので、この審議会で議論されることが翌年の施策に反映されるという好循環が生まれれば、観光にとっても良いのではないかと感じております。

今年度の施策は予算付けがなされており新たな事業は難しい状況ですが、お忙しい委員の先生方にせっかくお集まりいただいておりますので、ぜひ、来年度以降に向けたアイデア・課題などについても御発言いただき、平成30年度の施策に活かしていきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見を頂戴し、必要に応じてまたお集まりいただき来年度の施策について議論いただければと思っております。

本日は短い時間ではありますが、活発な議論をしていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

司会) それでは、今年度の事務局職員を紹介いたします。

ただ今御挨拶申し上げました、経済商工観光部国際経済・観光局長の高砂でございます。

経済商工観光部参事兼国際企画課長の今野でございます。

経済商工観光部国際企画課副参事兼総括課長補佐の佐野でございます。

私は、企画調整班班長の小山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

高砂局長はこの後所用がございますので、ここで退席させていただきます。

司会) 本会議は、9名の委員により構成されておりますが、本日は7名の御出席をいただいております。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、人事異動によりまして、新たに宮城労働局職業安定部長の田中浩一様には、本日付で委員をお引き受けいただくこととなっておりますが、本日は御欠席となっております。李委員につきましても御欠席でございます。

また、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議は公開となっておりますことを申し添えます。

ここからは、条例第17条に基づき、議事の進行については会長にお願いすることとなります。市瀬会長よろしくお願ひいたします。

市瀬会長) それでは、本日の議事を進めたいと思います。

議事に入る前に私からも一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

先ほどもお話がありまして、世界的に見れば国益を重視する政権の選択が強まってまいりまして、多文化共生とか移民についてなどの寛容性という立場からみれば逆風の風が吹いていると言えるかと思ひます。

そうした中で、日本では、経済活性化のための観光客・インバウンドの受入や、労働力不足を補うための留学生・研修生が労働の現場で急速に増加している状況です。そうした中で、第2期の多文化共生社会推進計画では、地域社会における社会参画を進めることが主眼になっておりますが、この状況の中で外国人の方々が地域社会で活躍する場面を形成していくことは大きなチャレンジというところです。

また、観光客・インバウンドについても、日本で快適に過ごしていただけるための工夫が必要だと思ひますが、どの部門がその意見を受入れ・集約し改善していくのかといったところがなかなか難しい状況だろうと思ひます。

この第2期多文化共生社会推進計画は3年目ということになりますが、このような昨今の急速な変化と、そしてまた今後どのように展開していくのかを予測しながら次期計画に向かって施策を実施していかなければなりません。

そういった意味で、今回の審議会は貴重な機会だと思ひますので、ぜひ皆さんの活発な意見をお伺ひしたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず議事事項の1「平成28年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について」、事務局から説明をお願ひいたします。

課長) 国際企画課の今野でございます。次第に従って進めさせていただきますが、本日はお手元に資料を何種類かお配りしておりますので確認をさせていただきます。まずは次第、本日の議事に関する資料を一式にしたもの、第2期宮城県多文化共生社会推進計画・計画の概要版・宮城県の在留外国人の状況・パンフレットとなっております。

先ほど高砂からも話がありましたが、本日御審議いただく内容とも関係してまいります

ので、まずは宮城県の在住外国人の状況がどうなっているのかということについて参考資料3に基づき御説明させていただきます。こちらは法務省の在留外国人統計を図化させていただいたものです。

お手元の参考資料として配付しております「宮城県の在留外国人の状況（平成28年（2016年）12月末現在）」を御覧ください。こちらが直近のデータでございます。

在留外国人数の推移につきましては、2011年に一旦減少しましたが、その後は増加しており平成28年12月末現在では19,314人の方が宮城県でお住まいです。その中で、国籍別在留外国人数の推移についてですが、まさに2011年を境にして、特に、ベトナムとネパールの方々が増えています。主な在留資格別在留外国人の推移につきましては、永住者、留学、技能実習生の目的でお越しになっている方が著しい増加傾向にあります。その他のグラフにつきましては御覧いただきたいと思っております。

それでは本題に戻りまして、「平成28年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」について御説明申し上げます。

今回御提示させていただく内容は、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づくものとして、毎年度県議会に報告し、公表することとされているものでございます。

本日はその内容について御審議いただきたいと思っております。資料は、資料1-1の概要版と、資料1-2に分けて作成しておりますが、本日は資料1-2を使って御説明させていただきます。なお、この報告にあたって作成した資料につきましては、計画に掲げる3つの壁の解消、具体的には「意識の壁の解消」・「言葉の壁の解消」・「生活の壁の解消」ごとに、その施策の実施状況を取りまとめまして、次に、計画時に設定した6つの評価指標に対する進捗状況をお示ししているところでございます。

まずはじめに資料1-2の2ページをお開きください。はじめに「意識の壁」の解消を図るための取組でございます。

まず、(1)の「シンポジウム開催事業」でございます。

昨年度は、栗原市において「多文化共生シンポジウム in くりはら」を「地域の一員としての外国人～災害体験から学ぶ多文化共生のあり方～」というテーマで開催いたしました。

平成20年の岩手・宮城内陸地震や平成23年の東日本大震災の経験を踏まえ、国籍に関係なく地域住民が普段から備えておくべきことなどについて、地域における防災のあり方等を考えながら多文化共生に関する地域住民の意識の醸成を図ることを目的として開催いたしました。

シンポジウムでは、「被災体験をバネに母国台湾との架け橋を担う」と題して基調講演をいただいたほか、「地域住民みんなで備えておくべきこと～ワタシの防災対策あれやこれや～」と題して、栗原市在住の外国出身者によるパネルディスカッションを通して、県民の多文化共生に関する啓発を行いました。

次に資料3ページ中段を御覧ください。

(2)の啓発ツール作成事業でございますが、お手元にお配りしております参考資料4「学校教育関係者向け啓発チラシ」を御覧ください。こちらの資料を8,000部作成し、

今年3月下旬に各市町村教育委員会へ県内の小中学校等への配布を依頼したほか各教育事務所・県教育委員会・私立小中学校等への配布を行いました。また、啓発用パネルを作成し、シンポジウムで掲示を行うことにより多文化共生社会の普及・啓発を行いました。

次に資料4ページをお開きください。

(3)の「審議会運営事業」でございます。

昨年度は、6月8日開催の第1回審議会におきまして、平成27年度に講じた施策について、また、平成28年の多文化共生推進事業について御審議いただいたほか、多文化共生に関する問題点や今後必要と考えられる事項などについて貴重な御意見をいただきました。

続きまして、5ページをご覧ください。

(4)の「市町村等研修会開催事業」でございます。

この研修会は、市町村や国際交流協会の多文化共生施策の推進体制を整備するために開催しております。昨年度は、「県内各地における在住外国人県民の状況と問題点」などを題材に研修会を行いました。また、公益財団法人宮城県国際化協会事務局次長兼企画事業課長の大村様及び東北大学高度教養教育・学生支援機構教授の杉本様から講演をいただきました。

次に、(5)の「連絡会議運営事業」でございます。

昨年度は、県庁内の多文化共生事業を実施している関係各課及び公益財団法人宮城県国際化協会にお集まりいただき、改めて宮城県多文化共生社会推進計画について説明を行い理解を深めるとともに、関係各課の多文化共生推進の取組状況について情報の共有を図りました。

続いて5ページの下段を御覧ください。

ここからは、「言葉の壁」の解消を図るための取組になります。

資料6ページをお開きください。

(1)「災害時通訳ボランティア整備事業」でございます。

通訳ボランティアとして、28年度末現在で前年度から6名増の138名の方々に御登録いただきました。また、前年度から2言語増の、23言語での対応が可能な体制となっております。

平成28年度の派遣実績ですが、例年派遣しておりました9.1総合防災訓練につきましては、開催地であります仙台市の意向により「ボランティア活動支援」に関する訓練項目が盛り込まれなかったため、平成28年度の派遣実績はございませんでした。

しかしながら、「災害時通訳ボランティア・県国際化協会外国人支援通訳サポーター合同研修会」を開催し、体験発表や意見交換を通して研修を行ったほか、3月12日に仙台国際センターで開催された「仙台未来防災フォーラム2017」の展示ブースにて対応業務等を行いました。

続いて7ページをご覧ください。

「生活の壁」の解消を図るための取組です。

「外国人相談センター設置事業」でございますが、公益財団法人宮城県国際化協会に業務委託の上、協会内に「みやぎ外国人相談センター」を設置し、外国人県民やその家族等

からの相談に対応いたしました。

相談センターの対応曜日ですが、平成28年度からは新たにネパール語とインドネシア語を追加し、相談員を配置せず、外部協力者を委嘱し、相談電話があった際には三者通話（トリオフォン）の活用により相談対応ができる体制を整えました。

相談件数は、256件で、内訳は7ページに記載のとおり、平成28年度は震災関連の相談は0件でした。

8ページをお開きください。相談対応言語は、日本語が一番多く37.5%、以下英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語と続いております。

近年相談件数が多い内容といたしましては、医療福祉や家庭生活、暮らし一般といったものが多くなっております。具体的に昨年度は、「医療保健福祉」が最も多く16.4%、次いで「家庭生活」が14.1%、「暮らし一般」が11.3%となっております。以下、「在留資格」と「仕事」が10.2%と続きます。具体的な相談内容ですが、「医療保健福祉」では国民健康保険の保険料滞納についてや区役所から届いた「臨時福祉給付金の案内」の内容確認についてなど、「家庭生活」で離婚に関する諸手続など、「暮らし一般」は母国の自動車免許を日本のものに切り替える際の手続についてなどに対応いたしました。

続いて8ページの中段をご覧ください。

(2)「多文化共生研修会開催事業」でございます。

外国人等からの相談を受ける立場にある市町村、国際交流協会、相談センター等の担当職員の対応技能向上を図るため研修会を開催いたしております。平成28年度は、外国人等からの相談を受ける立場にある市町村・国際交流協会・相談センター等の担当職員の対応技能向上を図ることを目的に、主に心理的な問題に着目した外国人住民の相談対応と傾向について研修を行いました。

内容としましては、みやぎ外国人相談センターの相談対応状況について公益財団法人宮城県国際化協会から説明いただくとともに、「外国人住民の相談状況と傾向～心理的問題に着目して～」と題して東北大学大学院教育学研究科の一條玲香氏から基調講演をいただいた後、グループディスカッション・ケーススタディを行いました。

続きまして、9ページを御覧ください。宮城県多文化共生社会推進計画で定める6つの評価指標の進捗状況について御説明いたします。こちらは第2期計画の指標に対する進捗状況となっております。第2期計画は平成26年度から平成30年度までの計画ですのでこの数値は3年目の実績となります。

はじめに評価指標1「多文化共生啓発事業を実施している市町村数」でございます。

計画策定段階におきましては2つの市のみでございましたが、平成26年度の実績は4市、平成27年度は5市1町、平成28年度の実績は7市となっております。

つぎに評価指標2「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」でございます。

平成25年度から平成26年度まで実績はございませんでしたが、平成27年度は203人の増加、平成28年度はさらに438人増加して641人となっております。この指標は、県民への啓発事業の一つとして、地域コミュニティの代表である民生委員・児童委員や町内会・自治会関係者への啓発により、地域の理解・協力を得るということを想定して設定したものです。平成27年度は、白石市及び柴田町において民生委員・児童委

員等への多文化共生に関する理念の説明や、ヘルプカードの説明・配布を行いました。平成28年度は名取市において、「災害時要援護者（外国人含む）に関する避難計画の説明会」が市内11地区で開催され、県が作成したヘルプカードについて周知を行ったものです。

また、先に御説明した多文化共生シンポジウムにつきましても、多文化共生に関する啓発の場と捉えており、平成28年度は栗原市において多くの行政区代表の方々に御参加いただきました。その結果として、合計641名の参加ということとなりました。

今後も、民生委員の方々等へ説明を行う機会をいただくことができるよう、各市町村へ粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

続いて、10ページをご覧ください。

評価指標3「多言語による生活情報の提供実施市町村数」でございます。

計画策定段階では9市町村であり、平成26年度には12市町村、平成27年度は14市町村でした。平成28年度は18市町村となり、前年度から5団体増加しております。前年度からの増加についてですが、公式ホームページの多言語化によるものや、Facebook・観光パンフレット等での情報発信、ごみの分け方と出し方の多言語化などによるものです。実施している18市町村につきましても、すべての生活情報に対応しているものではありませんが、生活情報一部のみの対応であっても、市町村ごとに外国人住民の状況が異なっており、必要に応じ対応しているものと考えております。

続いて、評価指標4「日本語講座開設数」でございます。

計画策定段階では28講座であり、平成26年度では1講座減の27講座、平成27年度は前年度から1講座増加し28講座、平成28年度は再度1講座減少し、27講座となりました。その背景といたしましては、開講している日本語講座の講師の方の高齢化に伴いまして、講座が存続できないといった事情がございます。

次に11ページを御覧ください。評価指標5「外国人相談対応体制を整備している市町村数」でございます。計画策定段階で5市町村であり、平成26年度実績では1増加し6市町村、平成27年度も同数の6市町村であり、平成28年度も変わらず6市町村となりました。

最後に、評価指標6「技能実習生を除く外国人雇用者数（厚生労働省調べ）」でございます。この指標は近年増加率の高い技能実習生を含まない数値となっております。こちらは第2期計画からの新規指標となっております。平成25年度の実績としましては計画段階で3,212人でしたが、平成26年度では3,945人、平成27年度では4,042人、平成28年度では4,763人となっており、既に目標値である3,900人を上回っております。

平成26年度（これは平成25年度の実績を用いておりますが）では、前年度から733人増加し22.8%の増加率となっており、平成27年度（平成26年度実績）では、前年度から97人増加し2.5%の増加率、平成28年度（平成27年度実績）では前年度から721人増加し17.8%の増加率となっております。年度によって増加率にバラツキがありますが、大幅に増加した要因としては、震災後の復興需要によるもの、また、近年増加率の高い技能実習生はこの指標から除いておりますが、もう一つの増加要因

として、「留学」（日本語学校）の増加率が高いことも要因の一つと考えられます。

指標全体を見ますと、これまでなかなか実績があがらなかった2期計画からの新規指標についても、平成28年度に取り組んだ成果として一定の実績を上げることができましたが、前年度からまったく変化のない指標、さらには、減少した指標もあるため、その要因を探りつつ引き続き目標達成に向けて施策・事業を実施し、進捗を把握してまいります。

平成28年度に講じた施策については以上でございます。

御審議について、よろしく願いいたします。

市瀬会長) 御報告ありがとうございました。平成28年度に講じた多文化共生社会の推進に関して講じた施策について、また、在留外国人の状況について御説明いただきました。ただ今の事務局の説明について何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

では、皆様がお考えの間に私からお話させていただきます。

6ページの災害時通訳ボランティアの研修会について伺います。結核ということがテーマになっており、外国人の受入にあたっての緊急の病気及び感染者に対しての対応ということで重要なテーマになると思いますが、具体的にはどのような研修だったのでしょうか。

事務局) 事務局の大場と申します。この研修会は公益財団法人宮城県国際化協会が開催したものでございます。当協会に寄せられる相談として近年結核に感染した外国人の方に関する相談が多くなってきたということもあり、そういった相談に的確に対応できるよう、結核に詳しい保健師の方からお話を伺うなどの講座を設け、研修を行ったということです。

市瀬会長) たいへん有意義な企画だと思います。ありがとうございました。他に何かございませんか。

阿部委員) 3ページ(2)の啓発ツールについて伺います。こちらは配布して間もないと思いますが、学校関係者からの反応が何かあったかどうかをお聞かせいただきたいということと、私も学校で拝見しまして、私はこのような仕事に携わっているので、なかなか良かったリーフレットだと思うのですが、実際のところ現場では渡されただけでは読みにくいということもありますので、何かもう一押し工夫があると良いかなという感想を持ちました。

課長) リーフレットをお配りした学校等からの反応は、特に今のところないようでございます。また、配布しただけでなくもう一押しという御意見についてですが、まずは先生方に考えていただくきっかけを作るという目的によりリーフレットの配布を行っておりますが、今後も様々な機会をとらえながら多文化共生に関する意識の啓発を行ってまいりたいと考えております。特に現在は、2020年のオリンピックに向けて、小学校でのカリキュラムの中で3年生から英語教育を行うこととなるなど、JETプログラムを利用した英語教育という生活に身近な場面で外国から宮城にお越しになった方と接触する機会が増えることとなりますので、そうすれば自然と多文化共生の意識も醸成されていくのではないかと考



えております。

阿部委員) 本音を言いますと、せっかく良いものを作成したのに十分に現場で活かしていないというのは現場から言えばお恥ずかしながらということもありますし、教員は多忙な人が多いので机の上に資料が置いてあるだけですとなかなか十分な理解にいたらないので、学校に対するスタートとしては良い試みだと思えますが、せっかくなので何かもう一押しあればよいのではという歯がゆい思いがあります。

この場で教員に対して研修をなどと発言して良いのかはわかりませんが、外国にルーツのある児童や保護者に関わりの多い教職員に、もう少し理解を深めてもらえるような取組があればもっと良いのではないかと願っております。

市瀬会長) 御意見ありがとうございます。

これに関連して何かございますか。

小関委員) このチラシの内容は学校関係者向けですが、もっと簡単な内容で子どもたちに配れるものがあると良いと思います。これまでたくさんの多文化共生に関する啓発資料を作成してこられたと思いますが、全て大人向けですね。以前にも申し上げましたが、子どもの時から多文化共生に関する教育を行っておけば、隣に肌の色が違う子どもがいることが当たり前のこととして認識されるようになっていくと思います。ですので、このチラシの内容で子どもたちにもわかるようなものを作成したら良いのではないかと思いました。

市瀬会長) この件につきまして、事務局から何かございますか。

課長) 阿部委員からの御提案につきましては、教育委員会を通しまして、このチラシを活用しながら教職員の方々に普及啓発を図る機会をいただけるよう検討させていただきたいと思えます。

小関委員からの御提案につきましては、今年度も啓発チラシを作成することとしておりますが、毎年同じものを作成するというのではなく、対象を変えながら作成していく際の一つのターゲットとして子ども目線で作成するというのも検討してみたいと思えます。御意見にもありましたとおり、多文化共生というのは多様性を認めることのできる社会だと思えますので、将来を担う子どもたちにもそういった視点を育んでもらって、当面は2020年の東京オリンピックがございしますが、将来に向けた意識付けができるような工夫もしてみたいと思えます。

市瀬会長) 小関委員よろしいでしょうか。

では、宮澤委員よろしくお願いたします。

宮澤委員) このチラシを郵送していただいた時に、私もそうだったかと、よくできた資料だと思えました。一番上に学校教育関係者の皆様へと書いていますが、私は保護者向けでも良い

ような情報だと思っております、何らかの形で保護者にも届けられれば良いのではないかと思います。特に、PTAや外国人の保護者はこういった取組があることを知らないので、自分が今すぐ関係していなくても、外国人に対する取組がどこまで進んでいるかということを知っておけば役に立つと思います。ですので、今後できれば多言語化して国際センターなどにいつも掲示しておけば誰でも目にすることができると思いました。

市瀬会長) 建設的なアイデアをどうもありがとうございます。この件に関しまして、何かございますか。

課長) 冒頭高砂局長からも話がありましたが、多文化共生や国際協力といったものが土台になると、国際経済交流・インバウンドといってもなかなか受入環境が整わないこととなりますので、我々としてもそういったことを意識してやっていきたいと思っております。また、多文化共生があつてこそその国際交流ということについては、職員向けにも意識付けを行っていききたいと思います。可能な限りにおいて多文化共生ということ意識においてやっていききたいと思います。

市瀬会長) ありがとうございます。

私からも質問をさせていただきたいのですが、このチラシには電話番号が2つ記載されており、また、「教育委員会に相談を」とも書いてあるのですが、具体的にこの問題に関しては、どのセクションで受け止めれば良いのかをお聞きしたいと思います。

事務局) まず、このチラシの作成経費の話になりますが、法務局の人件啓発委託事業を利用して作成していることから、何かあればお電話いただきたいという趣旨で、みんなの人権110番の電話番号を掲載しております。次に、突然外国籍の児童生徒が転入してきた時にどのようなサポートを行うかということを考える際、まずは所管の教育委員会に御相談いただきたいということ、そして、それでも足りないということがあった場合には、宮城県国際化協会でもこういったお手伝いができますということを紹介させていただいているというつくりになっております。

一番下に記載した当方の国際企画課の連絡先につきましては、このチラシに関する問合せなどがあればお電話いただきたいということで記載しております。

市瀬会長) ありがとうございます。では、末松委員お願いします。

末松副会長) 非常にわかりやすい資料を作成していただきありがとうございます。

私が所属している東北大学でも留学生の数がたいへんな勢いで増えてきており、特に、英語を学習言語とする生徒が増えております。当然のことながら、そういった学生は日本語ができる学生とは違った支援が必要になっておりまして、私たちの方で課題になりつつあるのが医療サービスを受ける時の通訳が今後大きな課題になってくると思っております。本日の資料を拝見しますと、相談センターの相談件数も医療に関するものが多いと記

載されていますので、医療の通訳ボランティアを育成することが重要になってくると思います。そこで、災害時通訳ボランティアについて、もちろん被災地としてはこの活動も重要ではございますが、こちらに登録されている方々を生活や医療現場での通訳ボランティアとして活用する予定があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。また、それ以外に、もっと増えてくるであろうこうしたニーズに県としてどのように対応することを考えているかお聞きいたします。

課長) 資料の6ページを御覧ください。災害時通訳ボランティア整備事業の中で研修会について記載されておりますが、この研修会は公益財団法人宮城県国際化協会で開催しております。当協会において外国人支援通訳サポーターという形でサポーター制度を設けております。そのサポーターの方々と一緒に研修を行ったということでございます。

外国人支援通訳サポーターにつきましてはある程度ボランティア的な形にはなりますが、そういった制度を利用して支援を受けていただくということになっております。

それから御指摘がありました今後医療関係の相談が増えていくことについての体制整備につきましては、まずは受入先で体勢を整えなければならないと思いますが、そうはいつでも県の部署・担当課でそれぞれ対応することはなかなか難しいと思いますので、現在既に外国人の支援を行うサポーター制度を運営している公益財団法人宮城県国際化協会と相談しながら今後の事業をどう展開していけるかについて考えていく必要があると思っております。

実際、技能実習生向けの研修会を行って欲しいという相談が出てくるなかで、一義的に受入機関だけでは対応できないようなものが出てきておりますので、こういったニーズを国際化の中で当課が担当するのか水産加工業であれば水産加工業組合が行うのか、もしそうだとすると産業施策の一環になりますので、そういった切り分けも必要になってまいります。

いずれにしましても、末松副会長の御指摘のとおり、このままのトレンドで行けば外国人の相談件数は増えてくるものと思っております。

小関委員) 私も宮城県国際化協会では医療保健通訳サポーターの登録をしておりますが、日本では医療通訳のライセンスはありませんので、自主的に勉強会を月1回実施しております。私は中国語を担当しておりますが、その他に英語と韓国語でも実施しております。勉強する際には医学用語とロールプレイを行っております。

宮澤委員) 技能実習生や留学生で英語ができない場合は、医療の面では大きな問題であると考えます。私は毎年、公益財団法人宮城県国際化協会に医療相談や通訳者の派遣がどのくらいあるかを聞いておりますが、数年前は15件くらいだったということですが、去年は50件くらいとのことでした。結核など一人の患者さんに対して複数人の派遣が必要だったこともあり派遣件数が多かったようです。ますますいろいろな病院からこの制度が認識されるのは良いことですが、まだ数としては少ないと思います。

大きな病院は外国人の受入体勢を整えようとしており、東北大学病院にも数年前から英

語の通訳者がいましたが、現在は i p a d を利用するエニシークラウドという制度で5か国語での24時間体制で通訳が可能な制度に変わっています。私の勤務先では英語で対応できますし、ベトナム人が入院したときにはベトナム語通訳者がいましたが来ることができない日もあり病院が苦勞していました。

以前からお願いしていたところですが、宮城県のホームページに「みやぎのお医者さんガイド」という医師の一覧がありますが、以前は日本語だけでしたが、英語という文字をクリックすると英語での会話が可能なお医者さんの一覧がでてくるようになり、たいへん画期的なことだと思います。

しかし、他県ですと、例えばどの程度の英語が可能なのかといったことまで書いてありますし、どの言語を希望するかとかどの程度の会話ができるかということにまで対応していることが多いので、宮城県でも外国人が自ら調べることができるよう整備していただきたいと思います。補足ですが s e n T I A では仙台医師会から多言語対応が可能な医師の一覧をいただいて掲載しています。

課長) 生活情報の多言語化といったものは、個別にそれぞれの担当課で実施している状況ですが、ポータルサイトの、1か所にアクセスすればそこで全てがわかるというようなものを整備する必要があるということについて、整理をしてみたいと思います。

市瀬会長) ありがとうございます。

それでは次に、議事の(2)となります、平成29年度多文化共生推進事業について、事務局から御説明をお願いいたします。

課長) それでは、平成29年度多文化共生推進事業について御説明させていただきます。資料2を御覧ください

事業の枠組としましては、これまでと同様に「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」それぞれの解消を目的としており、それぞれの事業を企画するに当たって、第2期計画に基づいた内容で実施したいと考えております。

はじめに、「意識の壁」の解消を目的とした事業として、6つの事業を予定しております。

「意識の壁」解消事業の1番目、シンポジウムにつきましては、今後、市町村の意向を確認し、開催を希望する市町村と協議しながら、テーマなどを決定していくこととしておりますが、第2期計画において新たに追加しました「外国人県民と地域住民との連携の推進」の視点を啓発できる内容を検討したいと存じます。

2番目の「啓発ツール作成事業」では、外国人の就労機会の確保を目的に、事業者向けの多文化共生理念啓発のための資料の作成を予定しております。この事業につきましては、本日委員の皆様から、子ども向けの資料や配布した後の啓発について御意見をいただいたところですので、そういったことも検討しながら各関係機関とも連携を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

3番目の「多文化共生社会推進審議会運営事業」につきましては、本日、お集まりいた

だいております審議会の開催事業となっております。「多文化共生社会推進条例」に基づき、今年度も審議会の設置・運営をしております。今年度は2回の開催を予定しております。具体的には、今後の計画策定に向けて今年度は外国人県民アンケート調査を予定しておりますので、その実施状況なども踏まえて開催させていただくことを予定しております。

4番目の「市町村等研修会開催事業」でございます。第2期計画の中では、外国人県民等に最も身近な行政機関である市町村を住民施策である多文化共生の取組を行う主体者と位置づけていることから、県の計画のさらなる周知を図るとともに、市町村に多文化共生の理念を一層啓発していきたいと考えております。

5番目の「多文化共生推進連絡会議運営事業」では、行政機関や地域国際化協会、国際交流団体などとの関係機関とのネットワーク構築に向けて連絡会議を開催したいと考えております。

6番目の「外国人県民アンケート調査事業」につきましては、第3期の多文化計画は平成31年度からの5年間で予定しておりますが、その計画策定に向けた実態調査といたしまして外国人の方々に対するアンケートを行いたいと思っております。その中で、先ほども意見をいただきました医療関係の相談対応といったものもアンケートの調査項目に含めるといった方向で検討したいと考えております。この件につきましては、あらためまして委員の皆様には調査実施前に御意見をいただきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願いたします。

次に、「言葉の壁」解消事業です。

まず1番目の、「災害時通訳ボランティア整備事業」ですが、今年度も災害時の通訳ボランティアの募集・登録、養成、派遣に関する事業を公益財団法人宮城県国際化協会に業務委託しております。

2番目の「防災ハンドブック作成事業」につきましては、平成24年度に日・英・中・韓・タの5言語で5,000部作成しましたが、在庫が僅少となっておりますこと、また、在住外国人の国籍も多様化してきていることから、言語を見直した上で増刷作業を行うこととしております。

最後に、「生活の壁」解消事業でございます。裏面を御覧ください。

1番目の「みやぎ外国人相談センターの設置事業」につきましては、引き続き公益財団法人宮城県国際化協会へ業務委託し、外国人県民やその家族の日常生活の悩み解消を図るため、多言語による相談窓口の設置・運営を行います。

平成29年度からは相談件数が少なくなってきたポルトガル語に替えて、インドネシア語の相談員を配置することとしております。

2番目の「多文化共生研修会開催事業」では、市町村職員、国際交流協会職員、相談員や日本語ボランティア等を対象とした研修会を開催いたします。開催テーマにつきましては、今後公益財団法人宮城県国際化協会の意見などを参考に設定してまいりますこととしております。

その他、この資料に掲載していない非予算の事業についても御紹介いたします。

平成26年度から、各市町村の多文化共生への取組を促進するため、公益財団法人宮城

県国際化協会と合同で県内市町村を巡回し、多文化共生に関する取組状況や考え方等についての意見交換を実施しており、今年度も継続して実施することを予定しております。

また、平成26年度から「市町村振興総合補助金」に「多文化共生推進事業」のメニューを追加いたしました。市町村や民間団体が「多言語化」「日本語講座」「相談事業」を実施した場合に補助をする制度です。補助を活用することで、市町村等の多文化の取組促進を図ってまいることとしております。ただ、この事業は市町村あるいは広域行政事務組合の意向を聞いてということになりますので、直接的には民間団体が行うものに対する補助制度とは異なることについては御了承いただきたいと思っております。

平成29年度多文化共生推進事業については、以上でございます。御審議についてよろしく願いいたします。

市瀬会長) ありがとうございます。

少ない予算の中で様々な事業に対応されていると思います。特に外国人県民アンケート調査につきましてはたいへんな作業になるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、先ほどの議論も踏まえまして委員の皆様からぜひ御意見や御助言をお願いいたします。

宮澤委員) 日本語講座について、講師の高齢化による講座数の減ということがあったようですが、今年は仕方ないと思いますが次年度以降は日本語講座を増やすような取組があると良いと思います。元外国語教師などに働きかけていただけると良いのではないのでしょうか。

市瀬会長) 若い方が参入してこない中で、地域においては閉鎖に追い込まれるような日本語講座もあると思いますが、これ以上教室が無くなることはないようにしていかなければいけないですし、どうやって増やしていくのかという課題もあるかと思いますが、何か具体的な計画はありますか。

課長) 具体的な計画はありませんが、市町村と意見交換をしながらやっていきたいと思っております。地方にも若い力が入ってきていますので、そういった力を借りながらやっていけたら良いと思います。特に地方になりますと、一旦お願いした人にずっと継続してやってもらうということが多いと思いますが、別のアプローチもあるのではといったことを働きかけて行けたらよいと思っております。

末松副会長) 一案といたしまして、例えば遠隔でスカイプなどを使って講座を開催するということは考えていますか。

課長) 今のところそれは考えておりません。通信環境の問題もありますし、誰を対象にしてという問題もございますので、県が直接実施することについては検討していない状況です。

市瀬会長) 宮城県の圏域も広いので、それぞれの地域で日本語教室を開設することも、また、そ

の教室に通うこともなかなかたいへんな状況であろうと思われます。

私からも質問いたします。市町村振興総合補助金の活用事例について教えていただきたいと思います。

事務局) 当補助金につきましては、平成26年度から28年度までの3年間、石巻市と名取市において、日本語講座の開設などに係る費用について補助金を交付した実績がございます。残念ながら当補助メニューが3年間という期限付きであることから、この2団体への当事業メニューに係る補助金の交付は昨年度で終了ということになっております。

市瀬会長) 日本語講座のどの部分に補助金を交付できるのでしょうか。人件費分でしょうか。

事務局) 人件費も含めまして、食糧費などの対象外経費を除いた経費が交付対象となります。交付は事業費の1/2が上限となっております。

市瀬会長) そうしますと、この補助金の活用について広めたうえで、日本語講座を盛り立てていくという方法もあるということですね。わかりました。

課長) メニューがあっても、事業担当課による市町村に対する働きかけが足りなければ利用されないこととなります。市町村から一定期間利用されないメニューについては廃止する方向となっておりますので、市町村との意見交換の場面では、このような財政的な支援があるということをお示ししながら、多文化共生について働きかけてまいりたいと思っております。

市瀬会長) 何かオプションを示さないとアイデアが浮かんでこないということもあるかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

課長) 今後も、どういった支援があれば講座を開設・継続できるのかといったことについて調査し、それをメニューの中の新たに対象経費に含めるなどの制度設計を行いながら、より市町村にとって利用しやすいような支援を行ってまいりたいと思います。

市瀬会長) 金委員いかがでしょうか。

金委員) 評価指標の3「多言語による生活情報の提供実施市町村数」について、名取市と亶理町分が減っているようですが、この理由は何でしょうか。

事務局) 名取市につきましては、公式ホームページの多言語化について平成28年度に改修作業を行うということでして、一旦減りますけれどもまた復活するものです。

亶理町につきましては、東日本大震災以降FMでの防災に関する多言語での情報提供を行っていましたが、そろそろ一段落ということで平成27年度で終了したということです。

市瀬会長) 古舘委員お願いします。

古舘委員) 平成29年度の多文化共生推進事業の中の(5)多文化共生連絡会議について、平成28年度にも同様の事業を実施しているようですが、県庁内での情報共有の場ということだと思いますけれども、どのようなお話をしてどういった成果があったのか、今後どういったところのネットワークの基盤を強化したいのか教えてください。

事務局) 平成28年度はお話いただいたとおり県庁内の会議ということで公益財団法人宮城県国際化協会を交えて連絡会議を実施しました。こちらの会議の目的は、縦割りという言葉がきかれますけれども、庁内各課の職員も数年すると担当が異動してしまうということもあり、多文化共生について肝心の県庁内部での意識が薄いのではないかということで開催しました。

会議では、多文化共生社会推進計画について改めて説明し、認識を深めていただいたうえで、自分たちが行っている多文化共生に関する事業がこの計画のどの部分に寄与しているのかについて確認させていただきました。

公益財団法人宮城県国際化協会からは、県庁内部の各課は多文化共生についての認識があまりないようだという厳しい意見もいただきましたことから、改めて庁内の意識統一を図っていききたいということで、今年も同じような形で行っていきたいと考えています。

ネットワークということに関しましては、この連絡会議はその協議事項に応じて適宜構成員を定めることができることとなっております。国際化関連業務といった時には国際交流と多文化共生といったように色分けがでてくると思いますが、そのようなことも踏まえながら市町村の国際交流協会の活動状況の情報共有など、適宜情報の共有などに努めながら県民意識の醸成に努めてまいりたいと思います。

古舘委員) 県庁では職員が異動になるのはやむを得ないことだとは思いますが、担当者が代わって意識が低くなったりリセットになるのではなく、恒常的に意識を持ち続けられるような仕組みがあればなお良いのではないかと思います。

市瀬会長) 貴重な御意見ありがとうございます。

さて、そろそろお時間となりました。

先ほど御説明がありましたとおり、本年度は外国人県民アンケートを実施されるということで、後ほど協力依頼があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の議事を終了させていただきます。

進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

司会) 市瀬会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後にその他といたしまして、今年度の開催予定等について御連絡をいたします。



事務局) それでは二つほど説明させていただきます。

1点目といたしまして、本審議会については昨年度は1回の開催でしたが、本年度は、委員の皆様の任期が来年1月末までとなっておりますので、委員の改選を行いまして、その後第2回目の審議会を開催する予定としております。

改めまして次期委員就任についての御意向などについて、後日確認させていただくこととなりますので、その際にはよろしく願いいたします。

併せまして、次期委員に御就任いただいた委員の皆様には、平成31年度からの第3期計画の策定につきまして諮問をさせていただく予定としております。

2点目といたしまして、今年度は、来年度に予定しております第3期計画策定のためのデータ収集として、外国人県民アンケート調査を実施することとしております。

お集まりの委員の皆様にも、アンケートの調査項目などについて事前に御意見をお伺いする予定ですので、その際にはどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

司会) 以上を持ちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。